当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一・二　（略）

13　法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、前条第四項第十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

14　法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のためにに営むものでなければならない。

一　次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ　証券専門会社又は証券仲介専門会社（法第八十七条の二第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）

ロ　信託専門会社（法第八十七条の二第一項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）

二・三　（略）

当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の四第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一・二　（略）

13　法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定めるものは、前条第四項第十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

14　法第八十七条の三第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のためにに営むものでなければならない。

一　次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ　証券専門会社又は証券仲介専門会社（法第八十七条の三第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）

ロ　信託専門会社（法第八十七条の三第一項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）

二・三　（略）